			ずれか小さい値）の九十パーセントを超えていること。
	溝付きタイヤの溝深さの状況	目視により確認し、又は溝深さを測定する。	溝深さが製造者が定める基準に適合していないこと。ただし、製造者が基準を定めていない場合にあっては、溝深さが設置時の二十五パーセント未満であること。
	空気入りタイヤの空気圧の状況	運転状態で目視及び聴診により確認するとともに、空気圧を測定する。	スリップ等の運転上支障をきたすおそれがあること又は空気圧が適正な状態として製造者が定める基準値の九十パーセント未満であること。
［略］			
	車輪軸（主輪軸、側輪軸及び受輪軸）	車輪軸の摩耗の状況	車輪軸に振動を加え、車輪軸が振動する状況を確認し、異常が認められた場合にあっては、車輪軸と軸受け間の隙間を測定する。また、異常が認められない場合にあっては、分解検査等において実施した測定結果（人力で走行するものは五年以内、それ以外で定常	イ　摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあっては隙間が〇・〇三ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあっては隙間が軸の直径の二百分の一又は〇・二ミリメートルのうちいずれか小さい値、すべり軸受の場合にあっては隙間が軸の

［項を加える。］			パーセントを超えていること。
	空気入りタイヤの空気圧及び溝深さの状況	空気圧及び溝深さを測定する。	空気圧が適正な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあっては、三百五十キロパスカル）の九十パーセント未満であること又は溝深さが設置時の溝深さの二十五パーセント未満であること。
［同上］			
	車輪軸（主輪軸、側輪軸及び受輪軸）	車輪軸の摩耗の状況	車輪軸に振動を加え、車輪軸が振動する状況を確認し、異常が認められた場合にあっては、車輪軸と軸受け間の隙間を測定する。また、異常が認められない場合にあっては、分解検査等において実施した測定結果（人力で走行するものは五年以内、それ以外で定常	イ　摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあっては隙間が〇・〇三ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあっては隙間が〇・二ミリメートル、すべり軸受の場合にあっては、隙間が軸の直径の二百分の一）を超えていること。